

家庭系ごみ又は資源物の収集等の禁止に係る不利益処分の処分基準

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年福岡市条例第26号。以下「条例」という。）に基づく家庭系ごみ又は資源物の収集等の禁止に係る不利益処分の処分基準は、下記のとおりとする。

記

1 条例第17条の2第3項の規定による命令の処分基準

条例第17条の2第1項又は第2項の規定に違反した者（以下「違反者」という。）に対する命令（以下「禁止命令」という。）は次のとおり、行うものとする。

(1)違反行為を確認したとき（当該違反行為を確認した日以前に当該違反者による違反行為を確認していない場合に限る。）は、当該違反者に対して、次に掲げる事項を指導する。

ア 家庭系ごみ又は資源物の収集等が条例により禁止されていること。

イ 今後、家庭系ごみ又は資源物の収集等を行わないこと。

ウ 再度、家庭系ごみ又は資源物の収集等を行った場合は、市長が禁止命令を行うことがあること。

エ 禁止命令に違反した場合、5万円以下の過料に処せられること。

オ その他条例の施行上必要な事項

(2)上記1の(1)の指導後、当該違反者による新たな違反行為を確認したときは、当該違反者に対して、家庭系ごみ又は資源物の収集等を中止すること、当該収集等に係る家庭系ごみ又は資源物の返還その他の必要な措置を採ること、及び家庭系ごみ又は資源物の収集等を行わないことを命じる。

2 禁止命令に違反した者に対する条例第42条の規定による過料処分の処分基準

禁止命令に違反した者に対して、5万円の過料を科す。

3 法人等に対する条例第42条の規定による過料処分の処分基準

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して禁止命令に違反したときは、当該行為者に対して、上記2の過料を科すほか、その法人又は人に対して、5万円の過料を科す。